平成２２年（フ）第６１１号
兵庫県加古川市平岡町高畑187番地の14、従前の住所兵庫県加古川市神野町石守373番地の10
債務者　岸本　行弘
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６２８号
兵庫県姫路市書写1019番地658
債務者　久呉　春菜
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９８０号
広島市西区東観音町21番９号
債務者　長尾かほる
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１１号
広島県廿日市市阿品台西３番27―204号
債務者　竹中　信枝
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６２号
広島県廿日市市六本松１丁目４番５―103号
債務者　浜崎　智行
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２７号
広島県廿日市市宮島町1033番地
債務者　山藤　ルミ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７８号
広島市西区福島町２丁目33番８―652号
債務者　石川　敦志
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９３号
広島県廿日市市串戸５丁目１―21丸忠ビル301号室、住民票上の住所広島県廿日市市原1267番地72
債務者　亀井　明美
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２１号
広島市安佐北区可部東６丁目20番９号
債務者　土河　陽一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２２号
広島市安佐北区可部町大字勝木1682番地の６
債務者　土河　信一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２３号
広島市安佐北区可部町大字勝木1682番地の６
債務者　土河　蕗子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６号
山口県下関市清末西町２丁目10番１―206号雇用促進住宅１棟
債務者　岩木　秀子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
山口県下関市菊川町大字田部1160番地　市営田部南住宅33号
債務者　利光　浩美（旧姓永瀬）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
山口県下関市後田町１丁目３番17号、前住所山口県下関市後田町５丁目14番12号
債務者　早田　雄二
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
徳島県阿南市宝田町川原83番地７
債務者　福田　利明
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第５２号
徳島県阿南市宝田町川原83番地７
債務者　福田　和枝
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第１２６号
愛媛県四国中央市上分町277番地１
債務者　山口　優子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３２号
愛媛県西条市三芳1839番地５
債務者　伊藤　智規
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　松山地方裁判所西条支部